

平成 23 年度第 3 回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：

平成 23 年 10 月 6 日（木） 14 時 00 分～15 時 40 分

2 場所：

千葉市教育委員会 教育委員会室（千葉市中央区問屋町 1-35）

3 出席者：

（1）委員

内山英昭委員（会長）、尾形雅之委員（副会長）、浅野平八委員、岡村健司委員、
中原秀登委員

（2）事務局

ア 教育総務部

竹川部長

イ 生涯学習部

千本松部長

ウ 総務課

初芝課長、南課長補佐、小柳総務係長、渡邊主任主事、荒井主事

エ 生涯学習振興課

裕戸課長、寺崎主幹、薬師神振興係長、小野主任主事、土屋主事

4 議題：

（1）千葉市科学館の指定管理予定候補者の選定について

（2）答申案について

5 議事の概要：

（1）千葉市科学館の指定管理予定候補者の選定について

千葉市科学館の指定管理予定候補者選定に係る各委員の事前審査の集計結果等について事務局から説明後、応募団体の提案内容の基礎審査において、失格とする事由はないこと、6段階評価によらない6つの審査項目について、事務局案のとおりで問題はないことをそれぞれ確認し、事務局に対する質疑応答、委員間での協議等を行った。その後、各委員が必要に応じて事前審査の評価を修正し、事務局において集計。トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体を第1順位、SFG千葉を第2順位の指定管理予定候補者として、それぞれ選定することを決定した。

（2）答申案について

答申書の案について事務局から説明があり、審議。答申書の確定方法については、事務局が作成した答申書の案に対して、各委員の意見を聴取した上で、会長の承認により確定するものとする旨を決定した。

（3）その他

今回の選定結果の反映及び来年度の業務に関するスケジュールについて事務局から説明があった。

6 発言等の要旨：

(1) 千葉市科学館の指定管理予定候補者の選定について

- 会長 議題（1）の「千葉市科学館の指定管理予定候補者の選定について」ですが、事務局の方からご説明をお願いいたします。
- 事務局 委員の皆様には、本当に大変お忙しい中、事前審査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして、説明させていただきます。

初めに、「資料1-1 指定申請者に対する質問と回答」をご覧くださいと思います。

資料1-1、1ページなのですがけれども、質問4におきまして質問しております、情報セキュリティについて説明させていただきます。

これにつきましては、9月7日付けで、総務局長より「業務委託先における個人情報等の情報資産の適正な管理について」、事業者の情報セキュリティ対策実施状況の確認を求める通知がございました。

このことを踏まえまして、個人情報の保護の取扱いに関する考え方及び具体的な取り組みについて提案を求めた審査項目3（1）「関係法令等の遵守」に関する事項として、チェックリストにて追加で状況の把握を行ったものでございます。

この結果、3ページから6ページのとおりでございます。各団体とも代表企業・構成企業の双方から回答を得るとともに、千葉市の所管局である政策法務課にも意見照会を行いました。

この中で3ページの科学技術広報財団の設問1-6の「ア」と「イ」に対し、建物に出入りする者についての規定類が定められていない等の回答がございましたが、同じく「ウ」において重要な情報が入った書類等が適切に管理されていると回答があったことから、「特段の問題はない」との意見を得ております。

続きまして、追加資料についてご説明させていただきます。

まず、7～10ページになります。こちらは障害者雇用納付金に係る納付書でございます。これは、「障害者雇用の確保」に係る審査項目の評価に当たり、過去2年度分の障害者雇用納付金の滞納がないことを確認する必要があることから、株式会社コングレに提出をさせたものです。

続きまして、11ページから22ページについてですが、こちらは障害者雇用納付金の滞納がないことを証する書類でございます。

こちら「障害者雇用の確保」に係る審査項目の評価に当たりまして、納付金の滞納がないことを確認するため、株式会社トータルメディアに事前に質問を行ったところ、今年度までは常用雇用労働者数実績から障害者雇用納付金の納付義務はなかったが、現在の「障害者雇用状況報告書」に係る常用雇用労働者の人数から、来年度には障害者雇用納付金を申告する義務が生じるという回

答がありまして、「障害者雇用納付金の滞納がないことを証する書類」が提出されたものでございます。

それでは次に、「資料 1 - 2 千葉県科学館 指定管理者指定申請第 1 次審査（資格審査）結果」をご覧ください。また、併せまして「千葉県科学館指定管理予定候補者選定基準」の方もお願いしたいと思います。

それでは、資料 1 - 2 なのですけれども、この資料は、第 1 次審査、応募資格の審査の結果をまとめた資料でございます。

応募資格の審査につきましては、こちらの資料に記載しておりますとおり、申請者から提出されました各種書類に基づき、「千葉県科学館指定管理予定候補者選定基準」の 3 ページの「2 応募資格の確認の方法」に従いまして審査をした結果、申請された S F G 千葉、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体の全構成団体が応募資格に適合し、失格とする事由はないことを報告いたします。

なお、資料 1 - 2 の 1 ページで言いますと、6 番、一番下の行なのですが、暴力団排除に関する項目は、千葉中央警察署に照会いたしまして、「指定管理者からの暴力団排除に関する回答書兼通知書」により確認いたしました。通知書は添付してございますのでご確認ください。

また、「千葉県科学館指定管理予定候補者選定基準」の同じく 3 ページの「3 提案内容の基礎審査の方法」の「(1) 審査の項目」に従いまして提案内容の基礎審査を事務局で実施した結果、「項目の構成や規定枚数」並びに「募集要項、管理運営の基準に示す内容」を満たしていることから、申請団体を失格とする事由はないと考えておりますので併せて報告させていただきます。

続きまして、資料 1 - 3、A3 横のものなのですが、「千葉県科学館指定管理予定候補者選定採点結果集計表」をご覧くださいと思います。また、併せまして、選定基準もお願いいたします。

資料 1 - 3 は、委員の皆様からお送りいただいた事前審査の結果を取りまとめたものでございます。

なお、各委員名につきましては、後日公開する際に委員名を推測しづらくするために、ランダムにしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、集計表をご覧くださいまして、各委員さんの事前審査の結果が間違いなく、この表に反映されているかどうかのご確認をお願いしたいと思います。

事前審査の結果、「保留」につきましては、当該部分を着色してございますので、これらの項目について重点的にご審議をお願いしたいと思います。なお、事前審査において、「F」評価はございませんでした。

また、各委員の皆様からは応募団体に対し確認が必要とされた事項はございませんでしたが、先ほど申しましたとおり、事務局から確認した事項がございます。こちらにつきましては、「指定管理者に対する質問と回答」として、9 月 29 日付けで送付させていただきましたが、本日もお配りしております。また、併せて確認事項に係る審査項目につきましては、集計表の備考欄に「確認

事項有」と記載しておりますので、審議の参考としていただきますようよろしくお願いいたします。なお、当初の予定では 9 月 27 日に送付する予定でしたが、確認に時間がかかり、発送が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

ご審議の結果、採点結果を修正される場合には、配布してございます赤鉛筆で該当部分の修正をお願いいたします。

なお、選定委員さんの 6 段階評価によらない 6 項目につきましては、すでに点数が記入してございますが、事務局で次のように基礎審査を行いました。

まず、1 枚目の表で、審査項目 2 (1) の「同種の施設の管理実績」につきましては、「千葉県科学館指定管理予定候補者選定基準」7 ページの採点方法に従い審査を行ったところ、S F G 千葉は「新潟県立自然科学館」、「はまぎんこども宇宙科学館」等、トータルメディア・凸版印刷共同事業体は「千葉県科学館」の施設管理実績があり、それぞれ千葉県科学館と同種・同規模以上の施設の施設管理と事業運営の実績がありましたので、ご覧のとおりいずれも「5 点」と評価しております。

次に、2 枚目の中断やや下になりますけれども、審査項目 5 (2) 「管理経費」につきましては、選定基準 10 ページの採点方法に従い計算式に当てはめ計算した結果、ご覧のとおり S F G 千葉が「12 点」、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体が「5 点」となっております。なお、指定管理委託料の上限額は 21 億 5,213 万 4 千円、下限額は上限額の 3 分の 2 である 14 億 3,475 万 6 千円であり、提案額は S F G 千葉が 19 億 663 万 1 千円、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体が 20 億 5,742 万 1 千円でした。

次に、審査項目 6 (1) 「市内産業の振興」につきましては、選定基準 11 ページの採点方法により審査を行ったものですが、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体の構成企業が 2 社とも千葉市内に本店はないものの市内に営業所を有する準市内業者であったことから「3 点」と評価してございます。また、S F G 千葉の構成企業につきましては、2 社とも千葉市内に本店・支店等がない市外業者となりますので、「0 点」としてございます。

次に、審査項目 6 (2) 「市内業者の育成」につきましては、同じく選定基準 11 ページの採点方法により審査を行ったものです。これにつきましては、両団体の提案書の方もご覧いただきたいと思います。

まず、S F G 千葉の提案書の 48 ページ、様式第 26 号をご覧いただきたいと思います。

同団体の提案におきましては、委託費合計に対する委託先区分が市内業者である委託費の割合を「2.5%」としておりますが、同団体が「市内業者」としている委託先業者は、千葉市内に本店を有する者でなく、「準市内業者」であるため、実際の割合は「0%」と修正した上で評価しております。

また、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体の提案書の 55 ページをお願いいたします。こちらも様式第 26 号ですが、同団体は同じく委託費合計に対する委託先区分が市内業者である委託費の割合を「81.3%」としておりますが、同団体は「準市内業者」も「市内業者」として位置付けており、

これを除いた上で「7.2%」と修正した上で評価しております。

以上により、この項目につきましてはいずれも「0点」としてございます。

次に、6（3）「市内雇用への配慮」につきましては、選定基準 11 ページの採点方法により審査を行いました。SFG千葉が「60.5%」、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体が「50.9%」と提案していることから「3点」と評価してございます。

続きまして、審査項目 6（4）「障害者雇用の確保」につきましては、同じく選定基準 11 ページの採点方法により審査を行ったもので、指定申請書関係書類である、「障害者雇用状況報告書」等に基づき評価いたしました。なお、雇用率の算出に当たっては、それぞれ共同事業体であったことから、各構成団体の人数を合算し、共同事業体全体を一つの団体とみなして算出いたしました。

結果といたしましては、SFG千葉につきましては法定雇用率を達成していないため「3点減点」、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体につきましては法定雇用率を満たしており、かつ提案書の 57 ページの様式第 28 号において、教育普及担当に障害者を雇用すると提案していることから「5点加点」を行いました。

なお、それぞれ追加で確認を行った事項につきましては、冒頭、資料 1-1 のところでご説明させていただきましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

最後に、その他といたしまして、事前審査と併せてお願いしておりました、各委員の方々と応募団体との利害関係及び接触の有無についてですが、「該当あり」としてご連絡のあった委員さんはございませんでしたので、ご報告いたします。

私からは、以上でございます。一つよろしくお願ひいたします。

- 会長 それでは、まず、選定基準における「提案内容の基礎審査」について、事務局で確認したところ、失格者はないということで説明がありましたが、この点について、何かご質問、ご意見等はございましたら、よろしくお願ひいたします。

(特になし)

- 会長 それでは、本委員会としては、「提案内容の基礎審査」において、失格とすることはないこととしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

- 会長 それでは、「提案内容の基礎審査」において、失格とすることはないこととして決定いたします。

続きまして、同種の施設の管理実績等 A~F の 6 段階評価によらない 6 つの審査項目の採点根拠に関する事務局からの説明について、何かご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

(特になし)

- 会長 それでは、本委員会としては、6 段階評価によらない 6 つの審査項目について、事務局案のとおり問題はないこととしたいと思っております。いかがでしょうか。

か。

(異議なし)

- 会長 それでは、本委員会としては、6段階評価によらない6つの審査項目について、事務局案のとおり問題はないこととして決定いたします。

続きまして、評価についての審議に入る前に、先程の事務局の説明について、他に何かご質問、ご意見等がございますか。

(特になし)

- 会長 それでは、続きまして、評価についての審議に入りたいと思いますが、まず、委員の皆様から全体的な評価をお聞きして、その後、「保留」のある項目などの審議に移りたいと思います。

それでは、各委員さん、申し訳ございませんが、お1人方ずつ、全体的な評価についてお話しできれば幸いです。

- 委員 全体の評価としては、SFGさんよりもトータルメディアさんの方が上と、各項目について優っているというのが私の評価でした。

ただ、1点だけSFGの方が良い提案をしているかなというのがございました。

それから、財務状況については、前回の委員会でも、私、ちょっと、こういうところを判断するのはなかなかできないという話をしたのですが、「保留」というふうにさせていただきました。

そんなところでよろしいですか。

- 委員 私も、基本的にトータルメディアさんの方が順位的には上回っていたということで、皆さんの結果を見て、正直なところほっとしています。

それとあと、感想ですが、確かにトータルメディアの方が得点で上回っていたのですが、これも多分最後に議論になるかもしれませんが、SFGの方は、5(2)の管理経費の節減に対しては、かなり高得点で、逆に、トータルの方は得点が低い。それに対して、SFGは、障害者の項目で、マイナス点が付いており、トータルの方はプラスということです。SFGが障害者の結果がプラス3点くらいになっていたら、結構きわどい勝負だったなと。

そのため、管理経費というのを重視するのかなど、何を重視するのかで大きく評価が分かれてくる、というのが感想です。

長くなって、申し訳ありません。

- 委員 私も、今回は、最後の「6 その他市が定める基準」のところ、8点差がついているというところと、今委員がおっしゃった、管理経費ですね。それがないと、ほとんど差がないのですね。大変立派なことを両グループとも話してくれていまして、本当に悩んだのですけれども、最後の最後で。

また、私、何点か変えたいところがございまして、後ほど説明しますが、ただ、両社について言えるのは、この提案書で読んでいっても、具体性に欠けている記載が、前半が特に多くてですね、どういうことかというのをずっと最後まで読まないとはよく分からないというのがあって、何度も読み返して。もう今更こういうことをいっても仕様がございませんけれども、次回からの募集要

項等については、その辺を具体的に書きなさいという一言があれば良いかなというものが1つと、もう1個は、両社とも中身を見て持った感想は、経営のモニタリングですね、これを一体、誰が、どういうタイミングでやって、要するに外部がですね、それをどういうふうに修正なりしていくのかという懸念を持ったのですね。もちろん教育委員会さんとかがちゃんと見ますし、このグループ内ですね、見ているのでしょけれども、そこはやっぱりこう、監視すると申しますか、そういう何らかの制度じゃないですけれども、それが厳しくあった方が良いのじゃないかというようなのは感覚として持ちました。

以上です。

- 委員 皆様ご指摘のとおり、「その他市が定める基準」で、今計算してみると、11点違うのですね。3プラス5プラス、それからマイナス3が付いているから、11点というのは、非常に大きいなと。

それから、私が両方の提案を見て、やはり、自分達の特色を出そうとして頑張っているのかなと。それで、トータルメディアの方は、1期というか、1回やったから、今度はその分だけ次はこういうふうにやりたいというものが出ていて、それで、SFGの方は、これからやるので、ちょっと具体性には欠けるけれども、発想等々は良いところがあるなという感想は持ちました。

以上です。

- 委員 私も、点数的に見ると、私が一番甘いかなと思って、自分で見ていましたけれども、トータルさんは5年の実績があって、経験を生かして多少やっているかなと、私のイメージ的にはそういうところがありました。

SFGさんの方は、これからということで、具体的には書けない。私、余談になりますが、他の方の団体で聞いたことがあるのですけれども、そんなに「何やる、かにやる」と言うと、実際にやらない場合は大変なことになるから、一応例えばこうなりますよというふうに書かざるをえないということを言われたのです。「ああ、なるほどな」と思って、「ああ、そういう書き方もあるのかな」と思って。だから、SFGさんは、千葉のは初めてかもしれないから、多少そういうところもあったのかなと思って。そういう点は、私は納得しないから、多少点数的には、そっちの方を辛くしたつもりでいるのです。

いろいろまあ、こういう選定するのは、なかなか難しい。十人十色ということを書いて、十人いれば全部違うような気がしたりいたしまして。

でも、皆さん、それなりに点数的に見ますと、今やられているところが結果的には、点数は差はありますけれども1位は1位ということで、そういうことで、気持ち的には同じだったのかなという気がしました。どうもありがとうございました。

- 会長 それでは、この中にあります、「保留」につきまして、審議に移りたいと思いますので。

それでは、採点表、1つずつやっていかないと分からなくなるから、まず、委員からいきますか。

- 委員 でも、委員も同じで、財務。

- 会長 委員と委員が両方、トータルメディアとSFGと両方同じ所が保留でございますので、この点をちょっとお願いしたいと思います。
委員の方から。
- 委員 理由というのは、団体の経営及び財務状況というところで、どういうふう
に評価してよいかというのが全く分からなかったというのが正直なところ
です。それで、委員の皆様のアドバイスを頂きながら、自分なりの判断を
したいなということで、保留にさせていただきました。
- 委員 発言してよろしいでしょうか。
- 会長 はい、どうぞ。
- 委員 あの、財務内容について発言させていただきたいと思います。
各構成団体ですね、大変しっかりしている数字なのですね。しっかりして
おりますので、まあ特段、罰点付けるところはないのです。
ただ、1つですね、トータルメディア開発・凸版印刷共同事業体なわけ
けれども、これ、実は私この表ではこういう数字をつけていますけれど
も、お手元にある決算書をご覧いただきたいのですが、トータルメディア
の方、紫色です。これですね、めくって、計算書類がございまして、貸
借対照表がございまして、この、右の下の方に純資産の部というの
がございまして、資本金が5億円ですね。それに対して、利益剰余金
がマイナス1億1千7百万円。で、その資本金に利益のマイナスが食
い込んでいる状況なのですね。
それで、その次のページ、めくっていただきまして、損益計算書が
ございまして、これは、上から5行目に営業損益が出ていまして、
営業損失なのですね。2億円の損失を出しているわけですね。分か
りますでしょうか。
ずうっと下に行ってくださいと、一番下の数字が、当期純損失2億
6千3百万、こういう経営成績でした。
これを2枚めくっていただきまして、12ページご覧いただきたい
のですが、この一番上にですね、「継続企業の前提に関する注記」とい
うのが出ています。これ実は、以前に、この点について、別の案件
で、こういうことになるのですね。というお話をしたわけですが、
ここはですね、3期連続の営業損失なのですね。「事業をしていく
と損失が続いています」という状況でやっているわけですね。それで、
まだ、当初出した5億円の資本を、全部食いつぶしていません
ので、まだ、純資産プラスで、債務超過になっていませんけれど
も、こういう状況です。
それで、「じゃあ、どうなりますか」ということなのですね。けれど
も、「この会社、一体続くのでしょうか」ということなのですね。この
下に書いてありますけれども、トッパングループの一員でありますとい
うことがございまして、計画としましては、「平成24年3月期から
営業黒字に転換する計画であります」、こういう計画を立てたと。そ
の次に、ここなのですね、「親会社である凸版印刷株式会社からは、
今後もトッパングループのキャッシュマネジメントシステムを通じて、
当社の事業活動における資金面について全面的な支援を確約して
いただいております」。これ、どういうことかと言うと、「お金が足り

なくなったら凸版さんが出してくれます」ということです。ただ、事業がちゃんと黒字に行くかどうかについて、まあ、計画はございますけれども、まだ実績が見えていない状況なのですね。それで、このまま続いていくとどうなるのかなということもございますけれども、非常に心配されるところです。ただ、この会社の規模と、それから、構成団体の1つでございます、あの凸版印刷、大変大きな優良企業ですが、合計で見ると、大丈夫だろうとももちろん思うのですけれども、ただやはり、主たる事業者と申しますか、ここでございますので、何も点数を下げないわけには、やっぱりいかないわけですね。もし、その、よもや何らかの混乱があった場合にですね、何らかの事業継続が難しくならないにしても、風評被害であったりとかですね、何らかの懸念はあるわけですね。ということになると、やはりちょっと、点数を、まあ、つぶれないにしても、下げざるを得ない。ということが、1点ですね。

それから、この会社単体として、3期連続の営業赤字を計上してきましたという経営は一体いかがなものかと、やっぱり思うわけですね。という、単体で見れば、やはりこう、ちょっと厳しい状況で、私、これで付けましたけれども、これはですね、下げさせていただきたいと思います。財務内容としては、そこそこの、大変あれですけども、凸版さんがバックにいるというのも間違いのないと思うのですが、やはりその、この会社単体で見ますとね、運営会社で見ると、決して、「お願いします」と簡単に言えるような内容ではないなというのだけ、ちょっとお気を付けさせていただきたいと思います。何らかの混乱が出る可能性はありますというようなところでございます。以上でございます。

- 会長 今、財務の方、委員からご説明ございましたけれどもどうでしょうか。委員は。
- 委員 同じようなことで、分からないので「保留」にしたのですけれども、そういうお話を聞いて、追随して、「はいじゃあその点で」というのも何となくですが、決めなきゃいけないわけですね、これで。私のをね。こういうときには、自分のこの点で、影響を受けないようにするというところで考えたいので、両方とも「3点」で付けさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
- 会長 それでは、チェックしておいてください。
委員は、それでは、どうですか。
- 委員 私も、やはりでも3期連続赤というのは、何となく引かかるなという気がします。
- 委員 営業ですだからね。
- 委員 SFGの方の決算書を見る限りにおいては、そんなに変なところはないということですか。
- 委員 と思います。これが正しいと信じてですね。SFGは大変な純資産なのですね。
- 委員 あの、現金預金、減っていますよね。
- 委員 これも、現金どころか他の債権債務含めてですね、未払金も減っていますし、正味財産増減計算書の方もですね、事業自体が減っているのですよね。た

だ、最終数字で見ると、プラスを出しているということで、当期経常増減額というのがあるのですけれども、正味財産増減計算書ですね、7千万から3千万円に減って、半分になったけれども、まだ黒字を出しているということで、とりあえず、何らかの大きな懸念事項は、ここに記載されていませんので、それを前提とすれば、全体の規模が縮小したのだというイメージであります。

- 委員 全体の規模が縮小するというのは、結局は。
- 委員 何でしょうね。何かの事業を、どこかをこう、やめたとか外れたとか、そういうことだと思いますけれども。
- 委員 ということは、人件費がなくなったということなのですか。
- 委員 か、委託とかがなくなった、経費を減らしたということだと思いますね。
- 委員 はい。
- 委員 コングレの方も、またすごいです、決算書がですね。その次のところですね。

貸借対照表が出ていますけれども、資本金が9千9百万、1億行っていない、行かせていないのでしょうかけれども、それに対して純資産が、利益ですね、利益剰余金が29億という数字ですので、これを見ると、まあ財政状態から言えば、特段問題はないと。この決算書が、正しいとすればですね。こういうふうに思っています。

- 委員 今のアドバイスで採点させていただきます。
- 会長 それでは、今度は。
- 委員 次の所ですね。
- 会長 管理運営の執行体制。
- 委員 はい。S F Gの方を読んだ時にですね、提案書の方なのですが、館長と副館長の関係って、どうなっているのかなというのが、良く分からなかった。それから、あの、トータルの方は、館長秘書というのは何なのだろうということで、書式3号と4号ですよ。

まず、館長がいて、副館長がいて、S F Gの方では、実際に、それで、だったら館長は何やっているのだろうと。それなりのお金が支払われるわけなのですよね。

- 委員 9百万位。
- 委員 というのが分からなくて、それで、これが普通なのかということと、それから、トータルメディアさんの方について言うと、館長がいて、その下に館長秘書というのがいて、それから、トータルメディアさんの方だと思いますけれども、何年後かには、引継ぎのため云々というような説明がどこかにあったと思うのですね。
- 事務局 トータルメディア、14ページ。
- 委員 館長候補者、現館長、千葉大名誉教授の取組みという、この方がこういうことをやるというのは分かるのですけれども、指定期間5年の間にといい、こういう説明があって、それで、そもそも、館長秘書がいないと、できないような業務なのかなと。だったら、なぜ、今度は、S F Gの方では、秘書さんいな

いのかなとか。そういうふうなことをちょっと考えてしまって、これはどういうふうに評価してよいのかが分からなくなってしまったので、「保留」とさせていただきます。

館長って何をやるのですか。館長・副館長というふうについて、実際の仕事は、副館長がやっているような気がするのですね。この、S F Gの方だと。じゃあ、それだったら、この館長というのは何なのだろうというのがよく分からない。

○ 会長 事務局、分かりますか。

はい、どうぞ。

○ 事務局 この提案書に基づきますと、S F Gの方の館長・副館長の位置付け、役割分担につきましては、11 ページに提案されています。11 ページの中段です。

○ 委員 「ビジョン策定」というところですね。

○ 事務局 はい。

それで、両方含めまして、執行体制につきましては、それぞれの団体が、市で示した募集要項や管理運営の基準、また、これまで、色々な施設を管理していますので、それに基づいて算出した、それぞれの体制であるというふうに考えております。

ただ、その、館長秘書につきましては、トータルメディアの方は、この役割としまして、14 ページに書かれておりますけれども、館長がその館の「顔」として、色々な業務をやるということで、秘書業務が運営のために必要という判断で、提案したものではないかと事務局では考えています。

○ 委員 つまり、それぞれの提案した組織の裁量の範囲内のことであって、どういう組織にするかは、もうそれぞれの提案、グループに、ある程度任せてある。

とすると、これをどうやって評点すれば良いのかということですね。

何とか採点いたします。

管理運営の執行体制、差はつかない、つまり、提案してきたところを「それは裁量の範囲内ですよ」と言われてしまったら、こちらとしては、どういうふうに評点して良いのかなど。普通だと、こういう組織ではないと回りませんという、そういう基準があるわけではないので、ちょっと、非常に採点しづらいなと思って、「保留」にしたわけなので。ただ、まあ、これ以上やっても仕様がなないので、何とか採点させていただきます。

すみません。次も私で、「必要な専門職員の配置」なのですけれども、これ、人数がですね、44名と、それから54名になっているのですね。これも、どっちが。

○ 委員 正解が分からない。

○ 委員 うん、よく分からないのですね。事故が起きた時に、そういう、セーフティのための人員がいなかったというふうな問題になる場合もあるだろうし、余分な人間がいすぎたという問題もあるかもしれないので、これも、44名と54名の差の根拠というのは何なのだろうというのが疑問になりまして、ちょっと、「保留」とさせていただきます。どういうふうに考えたら良いのか。

○ 事務局 こちらにつきましても、先程と同じお答えになってしまうと思うのです

が、それぞれの団体が、判断した数字であるということで、市としてこの人数でなければというのは、ないです。

- 委員 それぞれのフロアのところの、安全とか、そういうものを見ていく上で、「ここには何人位いなければ困るな」というものもないのですね。それぞれの運営のやり方によって変わってくるからということなのですね。
- 事務局 そうです。
- 委員 私が思ったのは、現在やっているところの人数が多いですよ。それで、そこが必要というふうに現状考えていると考えると、それより少なくてもできますよと言っている方は、それなりの根拠を示してくれないと。それで、それなりの根拠を示してくれると、今度は加点というか、こちらを高くしたいなというところもあるのですけれども、そこら辺がよく分からない。
それで、これ、この問題とは全く違うのですけれども、S F Gの方は、科学コミュニケーターという名前なのですよ。片方は、これ、違っている。
- 委員 10 ページですか。
- 委員 はい、そうです。教育普及担当とか。これ、ただ単に、名前を変えただけなのかと。
- 事務局 こちらにつきましては、科学コミュニケーターという資格があるわけではございませんので、こちらにつきましては、S F Gの言う科学コミュニケーターと、トータルメディアが言う教育普及というのは、内容的、業務的には、ほぼ似た内容だと考えております。
- 委員 安全の面からすると、これ位の施設だと、通常は、常時何名、それぞれのフロアにいるというのものないわけですか。
- 事務局 それにつきましても、明らかに、これはもう足りないというというのが明白である以外は、それぞれの裁量での提案ですので、それに基づく判断になると思います。
- 委員 何となく、これだけの人数差があると、同じ評点というのは、非常に、私としては、どういうふうに考えれば良いのかというのが分からなくなって。少ない方が良いのですか。多い方が良いのですか。
- 事務局 色々評価の視点というのはあると思うのですけれども、その辺ご判断頂ければと思います。
- 委員 はい。分かりました。
- 委員 だからこの、今までやっている方が、50 何人で充分、それでも足りないくらい、精一杯で対応するのが、40 何人で 10 人少なくなると、どこかに空きができるわけですね、普通考えれば。
- 委員 普通考えればそうですけれども。
- 委員 手抜きしないとできないということになっていく、そういう点ですよ。
- 委員 はい。ないしは、今やっているのが、あまりにお粗末な運営をしているということなのか。
- 委員 まあ、そういう面もありますね。
- 委員 はい。

- 委員 どっちがどうか。
- 委員 さっき、私、経営のモニタリングと言いましたけれど、そこなのですよね。こうやって見ますと、必要だって判断されたからこういう人数だってやってきた。こっち多分、外部委託するかも分かりませんが、本当に細かく見て、本当にそれで良い、2社しかないですね、本当にこれでしか仕様が無いのかという観点は、短い期間の私達の評価は、多分、あまりできないと思うのですよね。
 確かにこんなに必要なのかもしれませんが。継続的にモニタリングして、無理・無駄じゃないですが、ちゃんと、誰か監視、やってくれるのでしょうけれども、監視するとか、それで、余ったお金はもっと有効なものに使うという、そういうシステムというのか、そういうのがないと、ここで、2個読んじゃってですね、「ああ、良いですよ」というのは、ちょっと正直、腑に落ちないというのは言いすぎですけども、大事なお金、市民のお金をですね、預かるという正直なあれなのです。そういう組織、やり方と言いますか、なっかっていていただきたいと思いますが、委員のおっしゃる通りだと思うのですよね、秘書が本当にいるのかと、私も丸ついていました、これ。
- 委員 多分、皆さんも一緒だと思いますが、今回はどちらかを取るかの相対的な評価ができるので良かったのですが。私も、コストだけを見ると、人件費の高い申請者がある一方で、人数割りでみると、単価の低い申請者もあります。どちらを評価したらよいのか迷います。
- 委員 関連してなのですけども、SFGさんの方が、モニタリングで「外部有識者による」と入れているのですよね。他は、こっちは入っていないのですけれども。そこで私は、そのところでは、SFGの方を高く評価したのですけれども。28ページです。
- 委員 モニタリングについてのですよね。じゃあ、外部って一体、どういったメンバーが入るのか、それを、次回、何らかの選定のときには、どういう方針で、どういう人間を、どういう専門家を入れるのかというのをちゃんと書かせるのかですね。とりあえず、入っていますからね。
- 委員 考え方が、色々ありますからね。40人で足りる、50人じゃ足りないという。その兼ね合いですね。
- 委員 緊急時の避難の問題は、3(2)のリスク管理のところでは言っているのですよね。
- 委員 まあ、決断いたします。
- 会長 ということで、結論をお願いいたします。
 これでよろしいですか。他に何か、これで、点数の方は。
- 委員 この、確認事項有というところは。
- 会長 どういうことですか、事務局さん。
- 事務局 あと、もう1つ「保留」がありますので、その辺のところ、次のページです。
- 委員 すみません。これも私、申し訳ありません。

これは、入館者予想数が、随分違うのですね、この両社で。

あの、随分とSFGさんの方は、こう、非常に保守的というか、そういう数字で見て来て、それで、トータルメディアさんの方は、今までの実績ベースという。これ、人数が変わってくれば、同じお金なわけなので、変わってくるわけですね。そもそも、このトータルメディアさんの方だと、本来的には、こう減っていく、出来てから何年か経つと減っていくのが普通だけど、自分達は努力してこういうふうに数字を伸ばしていますという説明があったと思うのですけれども、その実績からすると、この38万というのがベースなのかなと。でも、普通だと、こう減っていくという数字からすると、この21万という数字が、妥当なのか。ここの見方も良く分からなかったので、「保留」とさせていただきます。すみません、「保留」ばかりで。

- 事務局 こちらにつきましては、この数字なのですけれども、トータルメディアの方は、この、科学館というのは、プラネタリウムだけでも入れる、企画展だけでも入れるという仕組み、現状だとそういうふうなシステムになっておりますので、この38万というのは、SFGの方で言うと、入館者、プラネタリウム、企画展入場者を足した数字だと思われまます。
- 委員 ああ、そうなのですか。
- 事務局 そうしますと逆に、SFGの方が、高めの設定というふうになっております。
- 委員 SFGさんは、この入館者数、24年で21万ですが、それに今度は、プラネタリウムの人数と、それから企画展の6万3千、これを足した数字で、この38万と見比べなさいということになる。
- 事務局 と思われまます。
- 委員 随分高いですね。
- 委員 これは、約束だと思うのですね、私。こうやりますと言っている、これ、守ってもらえないのだと思うのです。ここで、数字決まっちゃいますので、それで結果的に大きな差がつくところなのですよね。だから、先程、もう、くどいのですけれども、重要事項、本当に約束を守ってもらわないとというところで。ちょっと、蛇足ですけれども、こちらがどこまでというのは分かりませんですものね。
- 委員 ある程度、会社の努力目標ではないかと、これは。
- 委員 目標というか、必ず守れというか。
- 委員 義務。
- 委員 義務だと思うのですけれども。
- 委員 高いですよ、これは。
- 委員 20万人と30万人の違い、確かにそうなのですからね。SFGさんでしたか、言っている「7割」ですとか、設定していますが、この根拠もはっきり書いていません。正直、妥当性を細かく見る資料もないわけですから、こっちは。
- 委員 ただ単に、作文でこういうことを書かれるのでは、困るのですよね。こち

らとしては、その数字をベースに評価するのに、ただ単に作文です、だから、委員が言われるように、これが義務に近いものになっていてくれるのだったら、こちらも評点、それなりにできると思うのですけれどもね。これは、義務にはなっていませんものね。

- 事務局 この入館者予想を基に、利用料金収入というのも決まって、それに伴って指定管理委託料というのもまた決まってくるので、それについては、これは提案だったからということではなく、そういう意味では、この提案というのは、努力義務とは違うと考えております。
- 委員 単なる努力とは違う。
- 事務局 単なる努力義務ではないとは思いますが。
- 委員 じゃあ、この数字をベースに採点させていただきます。
- 会長 よろしいですか。お願いいたします。

それからこの、先程ちょっと言われたけれども、集計表に「確認事項有」と書いてありますけれども、これはどういう。

- 事務局 こちらにつきましては、先程お話しさせていただいたのですが、質問を事前にして、回答があったものということです。先程の、あのセキュリティの問題とかですね、ああいう確認をしていますということです。
 - 会長 ああ、そういうことですか。ありがとうございます。そういうことだそうですね、ご了解ください。
- それでは、他に何かございますか。

- 委員 一番最後のところの様式 30 で、利益の還元というのがあるのですけれども、様式 30、こちらで言うと 59 ページ、「利益還元の方法について」という。それで、こちらのだと、53 ページなのですね。これは、評点の対象にはならない。

片方は返すと言って。あの、PFI でもそういうコンセッション方式を認めるようになっていきますよね、今。そういうことからすると、貸してあげてお金返ってくるというのはあっても良いのかなという気がして。これは、貸すわけではない、市の方が委託費を払ってなのですからけれどもね。それでも、やはり、あっても良いのかなという気がしました。以上で、これは、全然採点には関係ないので。

- 会長 それでは、委員の皆様、他に何かございますか。大丈夫ですか。この採点結果集計表はどうですか。今までのお話をお聞きいたしまして、集計表を修正する等々ございましたらお願いいたします。

それでは、皆さん審議を終了したいと思いますけれども、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様の評価の修正を反映した集計を行う前に、評価を修正するための時間を取りたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

- 会長 それでは、各委員の皆様、評価の修正を反映して集計を行いたいと思います。評価が終わりましたら、挙手をお願いいたします。

(各委員が評価を修正後、事務局で集計)

(※ 集計中に議題(2)を先に審議。以下はその後の審議内容)

(集計結果を事務局が配布)

○ 会長 それでは、始めさせていただきます。

まず、委員の皆様方に、修正後の評価が集計表に正しく反映されているかどうか確認をお願いしたいと思います。何か間違いはございませんでしょうか。

(特になし)

○ 会長 よろしいですか。

それでは、本委員会における「千葉市科学館」の指定管理予定候補者の選定結果は、修正結果のとおり、トータルメディアが第1順位、SFGの方が第2順位の指定管理予定候補者としてそれぞれ選定することといたします。

(2) 答申案について

○ 会長 それでは、事務局が集計している間に、議題(2)の方の「答申案について」審議に入りたいと思います。事務局の方のご説明をお願いいたします。

○ 事務局 「資料2 指定管理予定候補者の選定について(答申)(案)」をご覧ください。1枚ものの用紙なのですけれども。

それでは、失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

まず、本資料は、先程議題(1)でご審議いただきました千葉市科学館の指定管理予定候補者の選定について、選定結果をまとめる答申書の骨組みの案でございます。

選定結果につきましては、現在集計中ですので、骨組みとして記載した考え方について、ご説明いたします。

まず、集計結果に基づきまして、「1 千葉市科学館の指定管理予定候補者とすべき者」に、最高得点を獲得したグループを、続きまして、「2 第2順位者」に、第2位のグループを、それぞれの得点と併せて記載いたします。

なお、得点につきましては、公募に際して募集要項で示した満点との関係で、誤解が生じないようにするために、委員の皆様の平均点を記載いたします。

続きまして、「3 選定理由及び意見」の「(1) 選定理由」についてですが、最初に、「ア」において、最低限要求される水準を満たしていることを記載しております。

次に、「イ」につきましては、審査項目の「1 市民の平等な利用を確保するものであること。」から「6 その他市が定める基準」までの全6項目のうち、第1順位となった項目を列記いたします。

次に、「(2) 意見」ですが、こちらは、今回の会議で委員の皆様から頂いたご意見を記載する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○ 会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局の方からご説明がございました。この件につきまして、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

- 委員 先程、委員が言われたように、私も答申するときの意見として、例えば入館者数とかを、単なる努力目標ということではなく、厳密に守っていただくことを意見として述べたらと思います。ただ単に、作文で書いたということではなくて、ペナルティまでは分かりませんが、厳格に守っていただく必要があるのではないのでしょうか。
- 委員 私、それに、委員の言われた、ちゃんとモニタリングしていくという姿勢、そこからあとは守ってくださいという順番で書けたら嬉しいなという気がします。
- 委員 私もそう思います。
- 事務局 委員からご意見を頂きましたけれども、そういった意見は、こちらの書式の方に反映できるものと考えておりますので、記載して行きたいと思います。
- 会長 お願いいたします。委員さんの意見を反映して頂ければ幸いです。ありがとうございます。
他にございますか。

(特になし)

- 会長 それでは、ないようですので、答申案については、各委員から示された意見にしたがって修正して決定するとともに、本日の選定結果を反映させるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

- 会長 ありがとうございます。
それでは、私からの提案でございますけれども、答申案の修正と本日の選定結果の反映につきまして、事務局が作成した答申案について、今回の会議の議事録案と併せて委員の皆様にお送りしますから、皆様の個別の意見をお聞きした上で、私が承認して本委員会の答申として決定とすることにはいかがでしょうか。

(異議なし)

- 会長 ありがとうございます。
それでは、答申案の修正と本日の選定結果の反映につきまして、事務局が作成した答申案について、委員の皆様からの個別の意見をお聞きした上で、私が承認して本委員会の答申として決定することといたします。

(3) その他

- 会長 それでは、次の「その他」ですが、何かございますでしょうか。

(特になし)

- 会長 よろしいですか。
それでは、私からの質問ですが、今回の選定結果の反映と、来年度につきまして、スケジュールの概ねを、どのようになっているか、ご説明願います。
- 事務局 今後のスケジュールについて、簡単にご説明します。

まず、今回の選定結果の反映につきましては、答申を頂いた後に、委員の皆様にお願ひする予定の案件はございません。

市の内部の手續といたしましては、答申を頂いた後、選定結果を応募団体に通知し、協定締結に向けた協議に入ります。

協議がまとまれば、応募団体と仮協定を締結し、選定結果を公表します。現時点では、公表は11月下旬ごろを予定しております。

その後、例年ですと11月末頃に開会いたします市議会に、指定管理者の指定に関する議案を提出いたします。

市議会での議決を得られれば、正式に指定管理者として指定し、協定を締結することとなります。

今回の選定結果の反映につきましては、以上でございます。

次に、委員の皆様には、2年間、来年8月23日までの任期で就任をお願いしておるところですが、来年度の予定についてもご説明いたします。

来年度につきましては、5月頃に指定管理者の施設の管理状況の評価をして頂くための会議を開催できればと考えておりまして、評価の対象となる施設は、今回選定の結果、指定管理者の変更があった施設を除く、教育委員会所管のすべての施設となります。

また、指定管理者の選定につきましては、来年度は現時点では予定はありません。

詳細な開催年月日などは、4月以降、改めて調整したいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○ 会長 ありがとうございます。

ただ今のご説明に対して、何かご質問はございますか。

(特になし)

問合せ先 千葉市教育委員会事務局

教育総務部総務課

TEL 043(245)5906

FAX 043(245)5990

以上を議事録として承認し、署名する。

平成 年 月 日

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会会長
